

2. 経営健全化計画の履行概況

(1) 15年3月期業務改善命令への対応の進捗状況

「経営健全化計画に係る15年3月期の収益目標と実績との乖離が相当程度にとどまらず大幅なものであり、かつ、積極的な不良債権処理を考慮してもなお大幅に乖離しており、経営健全化計画の履行を確保するための措置を講ずる必要があると認められる」ことを理由として、8月1日、金融庁より、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第20条第2項及び銀行法第52条の33第1項の規定に基づき、行政処分(業務改善命令)を受け、8月29日に業務改善計画を提出いたしました。

15年9月期の中間純利益は1,396億円と年間計画を396億円上回る実績となりましたほか、後述の業務再構築の進捗状況以下に記載の通り、各項目とも順調な進捗となっております。三井住友フィナンシャルグループといたしましては、引き続き経営努力を重ね、収益力の強化を図り、公的資金の早期返済に向けて全力で取り組んでまいります。

なお、業務改善計画の15年9月期における進捗状況につきましては、取締役会に報告の上、11月28日に金融庁に提出いたしました。